

医心 伝心

特定健診と同時に行った 保険診療の過剰徴収について

富山県医師会理事 寶田 茂

現在、どの医療機関も特定健診（メタボ健診）、がん検診で忙しい時期ではないかと思いますが、2025年3月にマスコミに騒がれたニュースが改めて思い出されます。“メタボと後期高齢者の健診で医療費「二重取り」医療機関の5割…過大徴収5億8000万円”というインパクトのあるタイトルがネットニュースに載り、以下のような内容がデジタル・紙媒体を通して各マスコミに取り上げられました。

- ・会計検査院によると、2022年度に18都道府県（北海道、大阪府、青森、宮城、秋田、茨城、栃木、岐阜、愛知、兵庫、和歌山、岡山、山口、香川、高知、福岡、熊本、大分）で請求された医療費を調査したところ、計1万4659医療機関のうち7,399医療機関（50.4%）がメタボ健診などの際、患者や自治体などから再診料を加えた医療費を徴収していた。
- ・初診料についても、2021年12月までに調査が終わった医療機関の104医療機関のうち94医療機関（90.3%）が、初診料を算定していた。
- ・厚生労働省の通達では再診料について明確な規定はないが、会計検査院は不適切だと指摘しており、厚生労働省に対して保険者や医療機関に初診料や再診料の取り扱いを周知徹底するように求めた。

このような事態が生じた理由として、地方厚生局において医療機関に対して特定健診等の実施日等における初診料の取り扱いについての周知が十分ではなかったこと、厚生労働省において保険者等及び医療機関に対して、特定健診等の実施日における再診料の取扱いについて明確にしていなか

ったことなどが挙げられています。

そこで、2024年12月時点で厚生労働省は地方厚生局等に対して次のとおり事務連絡を発出しておりました。

- ・特定健診等の実施日等における初診料の取り扱いについて、保険者等及び医療機関に初診料は算定不可と改めて周知徹底を図ること。
- ・特定健診等の実施日における再診料の取り扱いについて、再診料は算定できないことを明確にした上で、保険者等及び医療機関に周知徹底を図ること。

以上よりメタボ健診と保険診療を同日に同一医療機関で行った場合には、初診料や再診料は算定できないことになっています。これは、特定健診に含まれる問診や診察が保険診療の初診・再診と重複するためです。同日診療した場合は、「初診料は特定健診で算定」、「特定健診と同日のため初診料算定せず」、「特定健診と同日のため再診料算定せず」など、保険診療の初診料や再診料を算定しない理由を診療報酬明細書のコメント欄に記載する必要があります。ただし、治療に必要な検査、処置、処方、紹介状などの診療報酬は算定可能になっていますので、新規開業の先生方のご留意下さい。

このような問題は、富山県では耳にしたことはありませんが、今後特定健診と保険診療を別日に診療する流れにシフトしていく可能性もあり、それが受診者への負担につながるのではないかと考えられます。

（参考：会計検査院・厚生労働省ホームページ、NHK NEWS WEB、読売新聞オンライン）